## 1. 条例制定における基本的な考え方

国は、困難な問題を抱える女性の福祉の推進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和 4 年法律第 52 号)を公布しました(令和 6 年 4 月 1 日施行)。また併せて、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に基づき「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」(令和 5 年厚生労働省令第 36 号。以下「基準省令」という。)を制定しました。

その設備及び運営に関する事項について、基準省令の内容を踏まえ条例を制定します。

## 2. 新たに制定する条例

名称	根拠法令	条例委任される省令
豊中市女性自立支援施設の設備及	九人岩丸沙	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準
び運営に関する基準を定める条例	社会福祉法	

## 3. 定める基準(基準省令どおり)

条例は、次のとおり国が区分した基準に基づき定める必要があります。

基準	内容	主な基準
「従うべき基準」 省令で定める基準に 従い定めるもの	条例の内容を直接的に拘束する、 必ず適合しなければならない基準 であり、当該基準に従う範囲内で 地域の実情に応じた内容を定める 条例は許容されるものの、異なる 内容を定めることは許されないも の	・職員配置の基準 ・施設長の資格要件 ・居室の床面積 ・安全計画の策定等 ・秘密保持等 ・業務継続計画の策定等 ・感染症又は食中毒の発生、まん延 防止のための研修等
「標準とすべき基準」 省令で定める基準を 標準として定めるも の	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	居室の入所定員
「参酌すべき基準」 省令で定める基準を 参酌するもの	地方自治体が十分参酌した結果と してであれば、地域の実情に応じ て、異なる内容を定めることが許 容されるもの	上記以外の基準

## 4. 条例の施行期日

令和6年(2024年)4月1日